



市民的及び政治的権利に関する国際条約

1966年12月16日国連総会決議2200A (XXI) により採択され、
調印、批准、加入のために開放される。
第49条に従って、1976年3月23日に施行される。

前文

この規約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

第一部

第一条

1. すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。
2. すべての人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。
3. この規約の締約国（非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国を含む。）は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し及び自決の権利を尊重する。

第二部

第二条

1. この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。



2. この規約の各締約国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する。
3. この規約の各締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。
 - (b) 救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上もしくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること。
 - (c) 救済措置が与えられる場合に権限のある機関によって執行されることを確保すること。

104

第三条

この規約の締約国は、この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第四条

1. 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要な限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。
2. 1の規定は、第六条、第七条、第八条1及び2、第一一条、第一五条、第一六条並びに第一八条の規定に違反することを許すものではない。
3. 義務に違反する措置をとる権利を行使するこの規約の締約国は、違反した規定及び違反するに至った理由を国際連合事務総長を通じてこの規約の他の締約国に直ちに通知する。更に、違反が終了する日に、同事務総長を通じてその旨通知する。

第五条

1. この規約のいかなる規定も、国、集団又は個人が、この規約において認められる権利及び自由を破壊しもしくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。
2. この規約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存する基本的人権については、この規約がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵してはならない。



第三部

第六条

1. すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。
2. 死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる。
3. 生命の剥奪が集団殺害犯罪を構成する場合には、この条のいかなる想定も、この規約の締約国が集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に基づいて負う義務を方法のいかなるかを問わず免れることを許すものではないと了解する。
4. 死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑はすべての場合に与えることができる。
5. 死刑は、一八歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。
6. この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。

第七条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

第八条

1. 何人も、奴隷の状態に置かれない。あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は、禁止する。
2. 何人も、隷属状態に置かれない。
3.
 - (a) 何人も、強制労働に服することを要求されない。
 - (b) (a)の規定は、犯罪に対する刑罰として強制労働を伴う拘禁刑を科することができる国において、権限のある裁判所による刑罰の言渡しにより強制労働をさせることを禁止するものと解してはならない。
 - (c) この3の適用上、「強制労働」には、次のものを含まない。
 - (i) 作業又は役務であって、(b)の規定において言及されておらず、かつ、裁判所の合法的な命令によって抑留されている者又はその抑留を条件付きで免除されている者に通常要求されるもの



- (ii) 軍事的性質の役務及び、良心的兵役拒否が認められている国においては、良心的兵役拒否者が法律によって要求される国民的役務
- (iii) 社会の存立又は福祉を脅かす緊急事態又は災害の場合に要求される役務
- (iv) 市民としての通常の義務とされる作業又は役務

第九条

1. すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。
2. 逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。
3. 刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる。
4. 逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。
5. 違法に逮捕され又は抑留された者は、賠償を受ける権利を有する。

第一〇条

1. 自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。
2.
 - (a) 被告人は、例外的な事情がある場合を除くほか有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別個の取扱いを受ける。
 - (b) 少年の被告人は、成人とは分離されるものとし、できる限り速やかに裁判に付される。
3. 行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。少年の犯罪者は、成人とは分離されるものとし、その年齢及び法的地位に相応する取扱いを受ける。

第一一条

何人も、契約上の義務を履行することができないことのみを理由として拘禁されない。

第十二条

1. 合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において、移動の自由及び居住の自由についての権利を有する。



2. すべての者は、いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができる。
3. 1及び2の権利は、いかなる制限も受けない。ただし、その制限が、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この規約において認められる他の権利と両立するものである場合は、この限りでない。
4. 何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。

第一三条

合法的にこの規約の締約国の領域内にいる外国人は、法律に基づいて行われた決定によってのみ当該領域から追放することができる。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、当該外国人は、自己の追放に反対する理由を提示すること及び権限のある機関又はその機関が特に指名する者によって自己の事案が審査されることが認められるものとし、この為その機関又はその者に対する代理人の出頭が認められる。

第一四条

1. すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。報道機関及び公衆に対しては、民主的社會における道徳、公の秩序もしくは国の安全を理由として、当事者の私生活の利益のため必要な場合において又はその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要なであると認める限度で、裁判の全部又は一部を公開しないことができる。もっとも、刑事訴訟又は他の訴訟において言い渡される判決は、少年の利益のために必要がある場合又は当該手続が夫婦間の争いもしくは児童の後見に関するものである場合を除くほか、公開する。
2. 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。
3. すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。
 - (a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
 - (b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護士と連絡すること。
 - (c) 不当に遅延することなく裁判を受けること。
 - (d) 自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護士を通じて、防御すること。弁護士がいない場合には、弁護士を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護士を付されること。
 - (e) 自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - (f) 裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。



(g) 自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと。

4. 少年の場合には、手続は、その年齢及びその更生の促進が望ましいことを考慮したものとする。
5. 有罪の判決を受けたすべての者は、法律に基づきその判決及び刑罰を上級の裁判所によって再審理される権利を有する。
6. 確定判決によって有罪と決定された場合において、その後、新たな事実又は新しく発見された事実により誤審のあったことが決定的に立証されたことを理由としてその有罪の判決が破棄され又は赦免が行われたときは、その有罪の判決の結果刑罰に服した者は、法律に基づいて補償を受ける。ただし、その知られなかった事実が適当な時に明らかにされなかったことの全部又は一部がその者の責めに帰するものであることが証明される場合は、この限りでない。
7. 何人も、それぞれの国の法律及び刑事手続に従って既に確定的に有罪又は無罪の判決を受けた行為について再び裁判され又は処罰されることはない。

第一五条

1. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける。
2. この条のいかなる規定も、国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた作為又は不作為を理由として裁判しかつ処罰することを妨げるものでない。

第一六条

すべての者は、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有する。

第一七条

1. 何人も、その私生活、家族、住居もしくは通信に対して恣意的にもしくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
2. すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第一八条

1. すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。
2. 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。
3. 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。



4. この規約の締約国は父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

第一九条

1. すべての者は、干渉されことなく意見を持つ権利を有する。
2. すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
3. 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康もしくは道徳の保護

第二〇条

1. 戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。
2. 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

第二一条

平和的な集会の権利は、認められる。この権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全もしくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第二二条

1. すべての者は、結社の自由についての権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し及びこれに加入する権利を含む。
2. 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全もしくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。この条の規定は、1の権利の行使につき、軍隊及び警察の構成員に対して合法的な制限を課することを妨げるものではない。
3. この条のいかなる規定も、結社の自由及び団結権の保護に関する千九百四十八年の国際労働機関の条約の締約国が、同条約に規定する保障を阻害するような立法措置を講ずること又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。

第二三条

1. 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。



2. 婚姻をすることができる年齢の男女が婚姻をしかつ家族を形成する権利は、認められる。
3. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない。
4. この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。その解消の場合には、児童に対する必要な保護のため、措置がとられる。

第二四条

1. すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的もしくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要なとされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置について権利を有する。
2. すべての児童は、出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する。
3. すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。

第二五条

すべての市民は、第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

- (a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加すること。
- (b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。
- (c) 一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること。

第二六条

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

第二七条

種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第四部

第二八条

1. 人権委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、一八人の委員で構成するものとして、この部に定める任務を行う。



2. 委員会は、高潔な人格を有し、かつ、人権の分野において能力を認められたこの規約の締約国の国民で構成する。この場合において、法律関係の経験を有する者の参加が有益であることに考慮を払う。
3. 委員会の委員は、個人の資格で、選挙され及び職務を遂行する。

第二九条

1. 委員会の委員は、前条に定める資格を有し、かつ、この規約の締約国により選挙のために指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。
2. この規約の各締約国は、一人又は二人を指名することができる。指名される者は、指名する国の国民とする。
3. いずれの者も、再指名される資格を有する。

第三〇条

1. 委員会の委員の最初の選挙は、この規約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。
2. 第三四条の規定に従って空席（第三三条の規定により宣言された空席をいう。）を補充するための選挙の場合を除くほか、国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、この規約の締約国に対し、委員会の委員に指名された者の氏名を三箇月以内に提出するよう書面で要請する。
3. 国際連合事務総長は、2にいう指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、名簿を各選挙の日の遅くとも一箇月前までにこの規約の締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集されるこの規約の締約国の会合において行う。この会合は、この規約の締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

第三一条

1. 委員会は、同じ国の国民を二人以上含むことができない。
2. 委員会の選挙に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

第三二条

1. 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、第三〇条4に規定する会合において議長によりくじ引で選ばれる。
2. 任期満了の際の選挙は、この部の前諸条の規定に従って行う。



第三三条

1. 委員会の委員が一時的な不在以外の理由のためその職務を遂行することができなくなったことを他の委員が一致して認める場合には、委員会の委員長は国際連合事務総長にその旨を通知するものとし、同事務総長は、当該委員の職が空席となったことを宣言する。
2. 委員会の委員が死亡し又は辞任した場合には、委員長は、直ちに国際連合事務総長にその旨を通知するものとし、同事務総長は、死亡し又は辞任した日から当該委員の職が空席となったことを宣言する。

第三四条

1. 前条の規定により空席が宣言された場合において、当該宣言の時から六箇月以内に交代される委員の任期が満了しないときは、国際連合事務総長は、この規約の各締約国にその旨を通知する。各締約国は、空席を補充するため、二箇月以内に第二九条の規定により指名された者の氏名を提出することができる。
2. 国際連合事務総長は、1にいう指名された者のアルファベット順による名簿を作成し、この規約の締約国に送付する。空席を補充するための選挙は、この部の関連規定に従って行う。
3. 前条の規定により宣言された空席を補充するために選出された委員会の委員は、同条の規定により委員会における職が空席となった委員の残余の期間在任する。

第三五条

委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第三六条

国際連合事務総長は、委員会がこの規約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第三七条

1. 国際連合事務総長は、委員会の最初の会合を国際連合本部に招集する。
2. 委員会は、最初の会合の後は、手続規則に定める時期に会合する。
3. 委員会は、通常、国際連合本部又はジュネーブにある国際連合事務所において会合する。

第三八条

委員会のすべての委員は、職務の開始に先立ち、公開の委員会において、職務を公平かつ良心的に遂行する旨の厳粛な宣誓を行う。



第三九条

1. 委員会は、役員を二年の任期で選出する。役員は、再選されることができる。
2. 委員会は、手続規則を定める。この手続規則には、特に次のことを定める。
 - (a) 一二人の委員をもって定足数とすること。
 - (b) 委員会の決定は、出席する委員が投ずる票の過半数によって行うこと。

第四〇条

1. この規約の締約国は、
 - (a) 当該締約国についてこの規約が効力を生ずる時から一年以内に、
 - (b) その後は委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとつた措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束する。
2. すべての報告は、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、検討のため、これらの報告を委員会に送付する。報告には、この規約の実施に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。
3. 国際連合事務総長は、委員会との協議の後、報告に含まれるいずれかの専門機関の権限の範囲内にある事項に関する部分の写しを当該専門機関に送付することができる。
4. 委員会は、この規約の締約国の提出する報告を検討する。委員会は、委員会の報告及び適当と認める一般的な性格を有する意見を締約国に送付しなければならない。また、この規約の締約国から受領した報告の写しとともに当該一般的な性格を有する意見を経済社会理事会に送付することができる。
5. この規約の締約国は、4の規定により送付される一般的な性格を有する意見に関する見解を委員会に提示することができる。

第四一条

1. この規約の締約国は、この規約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認めることを、この条の規定に基づいていつでも宣言することができる。この条の規定に基づく通報は、委員会の当該権限を自国について認める宣言を行った締約国による通報である場合に限り、受理しかつ検討することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。この条の規定により受理される通報は、次の手続に従って取り扱う。
 - (a) この規約の締約国は、他の締約国がこの規約を実施していないと認める場合には、書面による通知により、その事態につき当該他の締約国の注意を喚起することができる。通知を受領する国は、通知の受領の後三箇月以内に、当該事態について説明する文書その他の文書を、通知を送付した国に提供する。これらの文書は、当該事態について既にとられ、現在とっており又は将来とることができる国内的な手続及び救済措置に、可能かつ適当な範囲において、言及しなければならない。



- (b) 最初の通知の受領の後六箇月以内に当該事案が関係締約国の双方の満足するように調整されない場合には、いずれの一方の締約国も、委員会及び他方の締約国に通告することにより当該事案を委員会に付託する権利を有する。
 - (c) 委員会は、付託された事案について利用し得るすべての国内的な救済措置がとられかつ尽くされたことを確認した後に関り、一般的に認められた国際法の原則に従って、付託された事案を取り扱う。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合は、この限りでない。
 - (d) 委員会は、この条の規定により通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。
 - (e) (c)の規定に従うことを条件として、委員会は、この規約において認められる人権及び基本的自由の尊重を基礎として事案を友好的に解決するため、関係締約国に対してあっ旋を行う。
 - (f) 委員会は、付託されたいずれの事案についても、(b)にいう関係締約国に対し、あらゆる関連情報を提供するよう要請することができる。
 - (g) (b)にいう関係締約国は、委員会において事案が検討されている間において代表を出席させる権利を有するものとし、また、口頭又は書面により意見を提出する権利を有する。
 - (h) 委員会は、(b)の通告を受領した日の後一二箇月以内に、報告を提出する。報告は、各事案ごとに、関係締約国に送付する。
 - (i) (e)の規定により解決に到達した場合には、委員会は、事実及び到達した解決について簡潔に記述したものを報告する。
 - (ii) (e)の規定により解決に到達しない場合には、委員会は、事実について簡潔に記述したものを報告するものとし、当該報告に関係締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。
2. この条の規定は、この規約の十の締約国が1の規定に基づく宣言を行った時に効力を生ずる。宣言は、締約国が国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、その写しを他の締約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する通告によりいつでも撤回することができる。撤回は、この条の規定に従って既に送付された通報におけるいかなる事案の検討をも妨げるものではない。宣言を撤回した締約国による新たな通報は、同事務総長がその宣言の撤回の通告を受領した後は、当該締約国が新たな宣言を行わない限り、受理しない。

第四二条

1.

- (a) 前条の規定により委員会に付託された事案が関係締約国の満足するように解決されない場合には、委員会は、関係締約国の事前の同意を得て、特別調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置することができる。調停委員会は、この規約の尊重を基礎として当該事案を友好的に解決するため、関係締約国に対してあっ旋を行う。
- (b) 調停委員会は、関係締約国が容認する五人の者で構成する。調停委員会の構成について三箇月以内に関係締約国が合意に達しない場合には、合意が得られない調停委員会の委員については、委員会の秘密投票により、三分の二以上の多数による議決で、委員会の委員の中から選出する。



2. 調停委員会の委員は、個人の資格で、職務を遂行する。委員は、関係締約国、この規約の締約国でない国又は前条の規定に基づく宣言を行っていない締約国の国民であってはならない。
3. 調停委員会は、委員長を選出し及び手続規則を採択する。
4. 調停委員会の会合は、通常、国際連合本部又はジュネーブにある国際連合事務所において開催する。もっとも、この会合は、調停委員会が国際連合事務総長及び関係締約国との協議の上決定する他の適当な場所において開催することができる。
5. 第三六条の規定により提供される事務局は、また、この条の規定に基づいて設置される調停委員会のために役務を提供する。
6. 委員会が受領しかつ取りまとめる情報は、調停委員会の利用に供しなければならず、また、調停委員会は、関係締約国に対し、他のあらゆる関連情報を提供しよう要請することができる。
7. 調停委員会は、事案を十分に検討した後に、かつ、検討のため事案を取り上げた後いかなる場合にも一二箇月以内に、関係締約国に通知するため、委員会の委員長に報告を提出する。
 - (a) 一二箇月以内に事案の検討を終了することができない場合には、調停委員会は、事案の検討状況について簡潔に記述したものを報告する。
 - (b) この規約において認められる人権の尊重を基礎として事案の友好的な解決に到達した場合には、調停委員会は、事実及び到達した解決について簡潔に記述したものを報告する。
 - (c) (b)に規定する解決に到達しない場合には、調停委員会の報告には、関係締約国間の係争問題に係るすべての事実関係についての調査結果及び当該事案の友好的な解決の可能性に関する意見を記載するとともに関係締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。
 - (d) (c)の規定により調停委員会の報告が提出される場合には、関係締約国は、その報告の受領の後三箇月以内に、委員会の委員長に対し、調停委員会の報告の内容を受諾するかどうかを通告する。
8. この条の規定は、前条の規定に基づく委員会の任務に影響を及ぼすものではない。
9. 関係締約国は、国際連合事務総長が作成する見積りに従って、調停委員会の委員に係るすべての経費を平等に分担する。
10. 国際連合事務総長は、必要なときは、9の規定による関係締約国の経費の分担に先立って調停委員会の委員の経費を支払う権限を有する。

第四三条

委員会の委員及び前条の規定に基づいて設置される調停委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を行う専門家の便益、特権及び免除を享受する。



第四四条

この規約の実施に関する規定は、国際連合及び専門機関の基本文書並びに国際連合及び専門機関において作成された諸条約により又はこれらの基本文書及び諸条約に基づき人権の分野に関し定められた手続を妨げることなく適用するものとし、この規約の締約国の間で効力を有する一般的な又は特別の国際取極による紛争の解決のため、この規約の締約国が他の手続を利用することを妨げるものではない。

第四五条

委員会は、その活動に関する年次報告を経済社会理事会を通じて国際連合総会に提出する。

第五部

第四六条

この規約のいかなる規定も、この規約に規定されている事項につき、国際連合の諸機関及び専門機関の任務をそれぞれ定めている国際連合憲章及び専門機関の基本文書の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第四七条

この規約のいかなる規定も、すべての人民がその天然の富及び資源を十分かつ自由に享受し及び利用する固有の権利を害するものと解してはならない。

第六部

第四八条

1. この規約は、国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの規約の締約国となるよう国際連合総会が招請する他の国による署名のために開放しておく。
2. この規約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
3. この規約は、1に規定する国による加入のために開放しておく。
4. 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。
5. 国際連合事務総長は、この規約に署名し又は加入したすべての国に対し、各批准書又は各加入書の寄託を通報する。

第四九条

1. この規約は、三五番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。
2. この規約は、三五番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。



第五〇条

この規約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第五一条

1. この規約のいずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、この規約の締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
2. 改正は、国際連合総会が承認し、かつ、この規約の締約国の三分の二以上の多数がそれぞれの国の憲法上の手続に従って受諾したときに、効力を生ずる。
3. 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの規約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第五二条

第四八条5の規定により行われる通報にかかわらず、国際連合事務総長は、同条1に規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。

- (a) 第四八条の規定による署名、批准及び加入
- (b) 第四九条の規定に基づきこの規約が効力を生ずる日及び前条の規定により改正が効力を生ずる日

第五三条

1. この規約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。
2. 国際連合事務総長は、この規約の認証謄本を第四八条に規定するすべての国に送付する。



市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書

1966年12月16日の国際連合総会決議2200A (XXI) により採択され、
調印、批准及び加入のために開放される。

第9条に従って、1976年3月23日に施行される。

この議定書の締約国は、

市民的及び政治的権利に関する規約（以下「規約」という。）の目的を達成し及び規約の規定を実施するためには、規約第四部の規定に基づいて設置される人権委員会（以下「委員会」という。）が、規約に規定するいずれかの権利の侵害の犠牲者であると主張する個人からの通報をこの議定書に定めるところによって受理しかつ検討し得るようにすることが適当であると考えて、次のとおり協定した。

第一条

この議定書の締約国となる規約の締約国は、規約に規定するいずれかの権利の当該締約国による侵害の犠牲者であると主張する当該締約国の管轄の下にある個人からの通報を委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認める。委員会は、この議定書の締約国でない規約の締約国についての通報を受理してはならない。

第二条

前条の規定に従うことを条件として、個人は、規約に規定する個人のいずれかの権利が侵害されたと主張する場合において、利用し得るすべての国内的な救済措置を尽したときは、検討のため、書面による通報を委員会に提出することができる。

第三条

委員会は、この議定書に基づく通報のうち、匿名のもの又は通報を提出する権利を濫用しておりもしくは規約の規定に両立しないと認めるものは受理することができないと判断する。

第四条

1. 前条の規定に従うことを条件として、委員会は、この議定書に基づいて提出されたすべての通報につき、規約の規定に違反していると申し立てられたこの議定書の締約国の注意を喚起する。
2. 注意を受けた締約国は、六箇月以内に、事態及び、自国がとり得た救済措置がある場合には、その救済措置について説明する文書その他の文書を委員会に提出する。

第五条

1. 委員会は、当該個人及び関係締約国により提供された書面によるすべての情報に照らして、この議定書により受理した通報について検討する。
2. 委員会は、次のことが確認されない限り、個人からのいかなる通報についても検討しない。



- (a) 同一の事案が国際的な調査又は解決のための他の手続により検討されていないこと。
 - (b) 当該個人が利用し得るすべての国内的な救済措置を尽したこと。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合は、この限りでない。
3. 委員会は、この議定書により通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。
4. 委員会は、関係締約国及び当該個人に委員会の意見を送付する。

第六条

委員会は、規約第四五条の規定に基づく年次報告中にこの議定書に基づく自己の活動の概要を含める。

第七条

この議定書の規定は、千九百六十年十二月十四日に国際連合総会によって採択された植民地及びその人民への独立の付与のための宣言に関する決議第千五百十四号（XV）の目的が達成されるまでの間は、国際連合憲章並びに国際連合及び専門機関において作成された他の国際条約及び国際文書によって植民地の人民に付与された請願の権利を何ら制限するものではない。

第八条

1. この議定書は、規約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。
2. この議定書は、規約を批准し又はこれに加入したすべての国によって批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
3. この議定書は、規約を批准し又はこれに加入したすべての国による加入のために開放しておく。
4. 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。
5. 国際連合事務総長は、この議定書に署名し又は加入したすべての国に対し、各批准書又は各加入書の寄託を通報する。

第九条

1. 規約の効力発生を条件として、この議定書は、十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。
2. この議定書は、十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

第一〇条

この議定書は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。



第一一条

1. この議定書のいずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、この議定書の締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
2. 改正は、国際連合総会が承認し、かつ、この議定書の締約国の三分の二以上の多数がそれぞれの国の憲法上の手続に従って受諾したときに、効力を生ずる。
3. 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

120

第二二条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの議定書を廃棄することができる。廃棄は、国際連合事務総長がその通告を受領した日の後三箇月で効力を生ずる。
2. 廃棄は、その効力発生前に第二条の規定に基づいて提出された通報につきこの議定書の規定を引き続き適用することを妨げるものではない。

第一三条

第八条5の規定により行われる通報にかかわらず、国際連合事務総長は、規約第四八条1に規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。

- (a) 第八条の規定による署名、批准及び加入
- (b) 第九条の規定に基づきこの議定書が効力を生ずる日及び第一一条の規定により改正が効力を生ずる日
- (c) 前条の規定による廃棄

第一四条

1. この議定書は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。
2. 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を規約第四八条に規定するすべての国に送付する。